

建設技術審査証明事業

～ 土木系材料・製品・技術、道路保全技術 ～

申 込 案 内



建設技術審査証明協議会 会員

一般財団法人 土木研究センター

建設技術審査証明事業について

～ 土木系材料・製品・技術、道路保全技術 ～

わが国における社会資本整備に関する国民のニーズに的確に応えるには、建設事業の良質化、効率性の確保は重要な課題となっています。また、社会資本の増大と老朽化に伴い、その適切な保全が課題となっています。こうした課題を早期に解決するためには先端技術の活用を含めた建設分野における技術開発と、その利用が極めて有益な手段であると考えられます。しかしながら、これらの技術開発については民間活力に負うところが極めて大きく、その振興と活用を図って行くことが重要です。

2001年に、それまで建設大臣の告示に基づき実施してきました「民間開発建設技術の審査・証明事業」を、公益法人が主体的に継承することとなり、同事業の審査機関で新たに設立された建設技術審査証明協議会の下で「建設技術審査証明事業」と形を変え、透明性、公平性および客観性を保ちつつ社会的信頼性の高い事業として実施していくことになりました。これにより、当センターは建設技術審査証明協議会の会員として、それまでの経験を活かし、土木系材料・製品・技術の分野で「建設技術審査証明事業」を実施することとなりました。

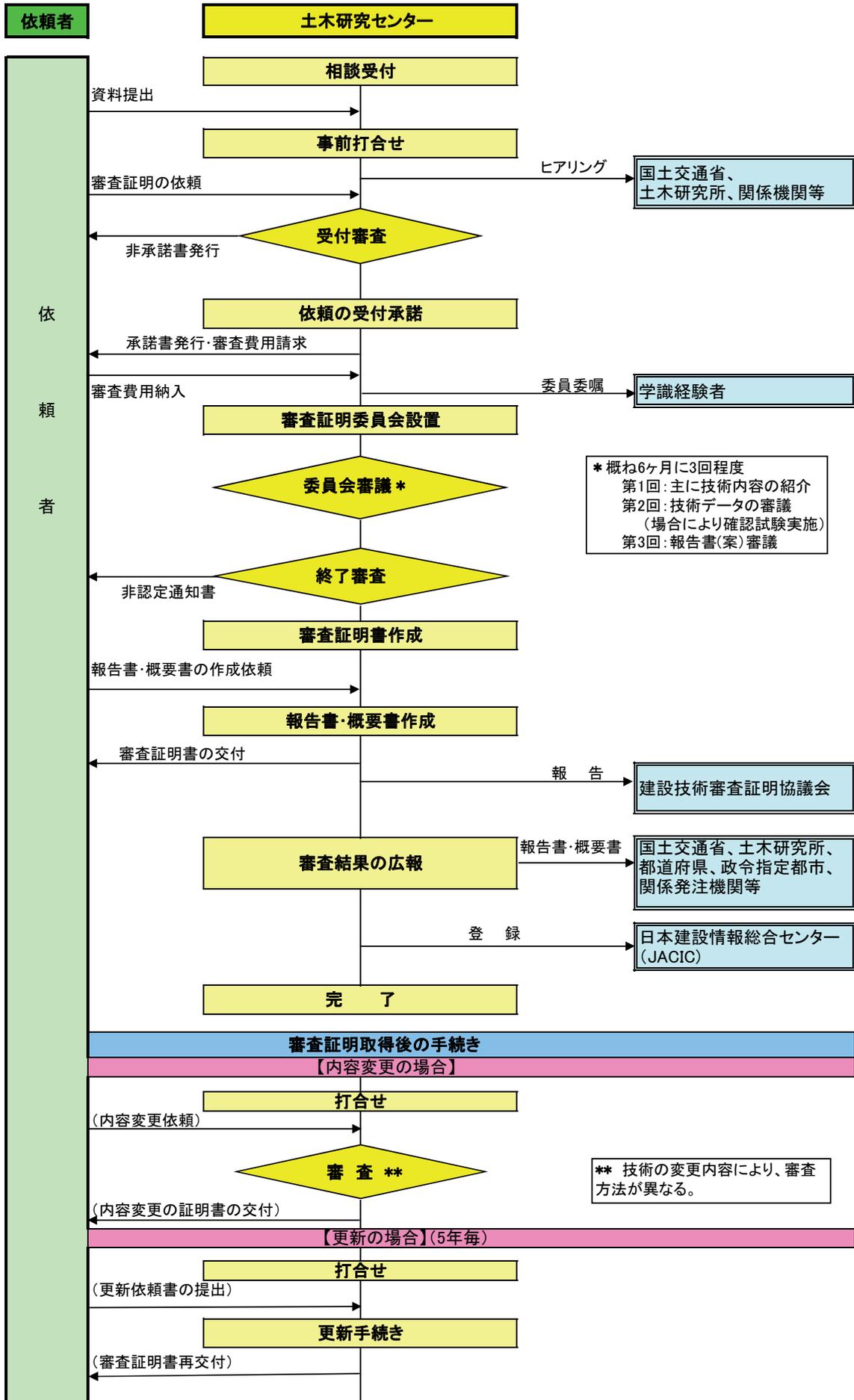
さらに、2010年11月には、財団法人道路保全技術センターから、同センターが実施していた建設技術審査証明事業の対象技術である「道路保全技術」が、移管されました。

今後とも当センターの建設技術審査証明事業の積極的な活用をお願い致します。

2019年6月

一般財団法人 土木研究センター

1. 審査証明のフロー図



2. 申込方法

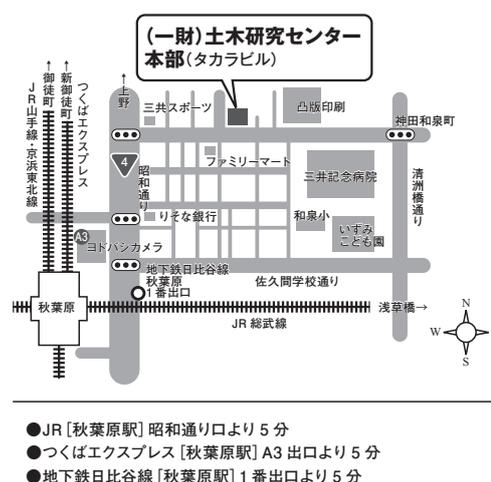
(1) 受付窓口

一般財団法人 土木研究センター 企画・審査部
〒110-0016 東京都台東区台東1-6-4 (タカラビル3F)
TEL : 03-3835-3609 FAX : 03-3832-7397
E-mail : kikaku@pwrc.or.jp

(2) 受付期日：随時

(3) 審査証明の依頼に必要な資料

- ① 審査証明依頼書 (様式-1)
- ② 技術概要説明書 (様式-2)
- ③ 産業財産権等に関する誓約書 (様式-3)
- ④ 試験報告書
- ⑤ マニュアル
- ⑥ パンフレット
- ⑦ 会社概要
- ⑧ (サンプル)



3. 審査証明費用

所要経費は1件当たり次の額とします。

(1) 新規

- ① 申込料 10万円 (税別)
- ② 審査証明費用 300万円 (税別)
(建設技術審査証明検索システムへの登録費用を含む。)

(2) 内容変更

20万円 (税別) ~ 200万円 (税別) 変更内容により区分されております。
(区分は実施要領 第16条に記載、建設技術審査証明検索システムへの登録費用を含む。)

(3) 更新 (5年毎)

70万円 (税別) ~ 200万円 (税別) 更新内容により区分されております。
(区分は実施要領 第17条に記載、建設技術審査証明検索システムへの登録費用を含む。)

[注1] 別途消費税をご負担いただきます。

[注2] 確認試験実験のための費用は所要経費に含まれておりません。また、現地調査の旅費等審査証明の過程において必要となった事項に関する諸費用は、すべてご負担いただきます。また、事前打合わせの過程において発生する費用については、ご負担いただく場合があります。

[注3] 審査証明の期間中に申込者が審査依頼を取下げた場合、または審査証明委員会において申込技術が開発の趣旨、目的に達していないと認められた場合は、審査を中止し、その経費は実費精算といたします。

建設技術審査証明事業実施要領

(総則)

第1条 本実施要領は、民間法人において研究・開発された新技術の建設事業への適正かつ円滑な導入を図り、もって新技術の普及と建設技術水準の向上に貢献することを目的として、建設技術審査証明協議会（以下、「協議会」という。）の会員である一般財団法人 土木研究センター（以下、「センター」という。）が実施する建設技術審査証明（以下、「審査証明」という。）事業に適用する。

(審査証明の対象)

第2条 審査証明の対象は土木系材料・製品・技術、道路保全技術とする。

(審査証明等の依頼の前提条件)

第3条 審査証明を依頼しようとする民間法人の代表者（以下、「依頼者」という。）は、審査証明依頼技術（以下「依頼技術」という。）を依頼するときは、依頼時点において以下に示す各号を全て満たすものとする。

- 一 依頼技術に違法性がないこと。
- 二 依頼技術の内容等に虚偽がないこと。
- 三 依頼技術に係わる産業財産権等に権利侵害等がないこと。
- 四 センターが必要に応じて依頼技術内容の開示を要求する場合は、すべて開示できること。
- 五 依頼者が複数の場合は、依頼技術に係わる各依頼者の責任の所在が明確にされていること。
- 六 依頼技術に起因する工事事故等が生じた際の責任は、全て依頼者が負うものであること。
- 七 依頼者は、依頼技術の審査証明書交付後におけるセンターの普及活動に同意すること。
- 八 依頼者は前各号に係わる問題が発生した場合は、速やかにセンターに報告すること。
- 九 その他審査証明等に係わる本実施要領以外の事項については、依頼者の責任に帰属するものであること。

(審査証明の依頼)

第4条 依頼者は、審査証明依頼書（様式－1）、技術概要説明書（様式－2）および産業財産権等に関する誓約書（様式－3）に必要事項を記入し、依頼者の責任で作成した、試験報告書、マニュアル、パンフレット、会社概要等の審査証明に必要な資料を添えてセンターに依頼する。

(受付審査)

第5条 センターは、センターの役員等から構成される受付審査会を設け、受付審査基準(別紙-A)に基づき、依頼技術について審査証明の対象としての適否について審査を行い、承諾の可否を決定する。

(審査証明依頼の承諾)

第6条 前条の受付審査の結果、審査証明の受付の承諾を決定した場合、センターは審査証明依頼承諾書(別紙-B)により依頼者に通知する。

なお、非承諾を決定したときは、その理由を付して審査証明依頼非承諾書(別紙-C)により依頼者に通知する。

(依頼者との協議)

第7条 審査証明にあたって、センターと依頼者は次の各項目について協議する。

- 一 審査証明の範囲
- 二 審査期間
- 三 所要経費およびその納入方法
- 四 提出資料の種類と提出部数
- 五 建設技術審査証明報告書の作成に関する事項
- 六 その他

(費用)

第8条 所要経費は、申込み料10万円(税別)、審査証明費用300万円(税別、建設技術審査証明検索システムへの登録費用を含む)とし、依頼者は審査証明依頼承諾書の受領後10日以内にセンターに納入する。

なお、審査証明委員会の開催回数が増えるなどで所要経費に変更が予想される場合は、センターと依頼者で協議する。その追加費用の額は、開催1回あたり100万円(税別)を限度とする。

- 2 確認試験実験費用、現地調査の旅費等審査証明の過程において必要となった事項に関する諸費用は、すべて依頼者の負担とする。
- 3 報告書、概要書の印刷費用および**第19条**1項三号に要する費用は依頼者の負担とする。

(審査証明の方法)

第9条 センターは、理事長が選任した、当該依頼技術についての学識経験者およびセンター職員により構成される建設技術審査証明委員会(以下、「審査証明委員会」という。)を設置し、審査証明を行う。

ただし、当該依頼技術に直接関与している者は、審査証明委員会の委員に選任することはできない。

- 2 審査証明委員会は、国等が定める技術指針等を参考にして、依頼技術の開発の趣旨を踏まえ、審査証明の前提と範囲の下に、開発の目標および技術内容について、性能の確認を主眼として審査証明を行う。
- 3 審査証明は、依頼者がその責任で作成し、提出した資料に基づいて行うことを原則とし、審査証明の過程においても、依頼者は必要に応じて新たな資料の作成、提出、確認試験等を行う。
- 4 審査証明委員会は依頼者に対し、必要に応じ審査証明委員会に出席を求め、資料の説明を求めることができる。
- 5 審査証明を行う期間は、審査証明依頼承諾書を発行してから 6 ヶ月間、審査証明委員会の開催は 3 回をそれぞれ原則とする。審査証明委員会の開催回数がこれより増える場合は、**第 7 条**の協議を行うものとする。

(審査証明の中止)

- 第 10 条** 当該依頼技術が、**第 3 条**第 1 項の第一号から第九号のいずれかを満たさない場合、開発の趣旨、開発の目標にそっていない事が認められた場合、審査証明に必要な資料等を提出できない場合、あるいは依頼者が審査証明の依頼の取下げを申し出た場合、センターは、依頼者と協議の上審査証明を中止することができる。
- 2 審査証明を中止した場合、**第 8 条**に規定する費用は、センターが当該依頼技術の審査証明を行うために、それまでに支払われた費用について、実費精算する。

(審査証明の過程で発生した産業財産権)

- 第 11 条** 審査証明の過程における試験、技術改良等において、センターの指導に関連して発生した産業財産権（出願権を含む。）の取扱いについては、センターと依頼者が協議してこれを定める。

(終了審査)

- 第 12 条** センターは、センターの役員等から構成される終了審査会を設け、当該依頼技術に係る審査証明委員会の審議の結果を受けて、当該依頼技術に対する審査証明書の交付の可否について審議・決定を行う。

(審査証明書および報告書・概要書)

- 第 13 条** 前条の終了審査の結果、当該依頼技術が審査証明書を交付する技術に値する技術（以下、「審査証明技術」という。）と認定したときは、センターは遅滞なく審査証明書（別紙-D）、報告書および概要書（別紙-F）を作成する。
- なお、当該依頼技術が審査証明技術に認定されなかったときは、その理由を付して審査証明非認定通知書（別紙-E）により、依頼者に通知する。
- 2 審査証明書の交付を認定した依頼技術について、センターは、審査証明書を依頼者へ交付する。

- 3 依頼者は、新規に審査証明書の交付を受けたら、当該審査証明技術の報告書および概要書作成依頼書（様式－7）を提出する。
- 4 依頼者は、報告書および概要書の複製（様式－8）を依頼することができる。

（審査証明書の有効期間および管理）

第14条 審査証明書の有効期間は5年間とする。

- 2 審査証明技術について、センターは審査証明書を交付された者（以下「審査証明取得者」という。）へ必要に応じて審査証明書交付後の使用実績等の提出を求めることができる。
- 3 センターは審査証明書、審査証明報告書および概要書を保存する。
- 4 依頼者は、審査証明書の取得に必要な資料等を、対象技術が使用されている間は保管し、センターが求めた場合にはそれらを開示しなければならない。

（審査証明技術の登録）

第15条 センターは、審査証明書の交付後遅滞なく、当該審査証明技術を一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の建設技術審査証明検索システムへ登録する。

（審査証明書の内容変更）

第16条 有効期間中に審査証明書の内容を変更する場合は、本条の規定による。本条に規定のない事項については、本実施要領の他の条項による。

- 2 審査証明書の変更は、審査証明技術の内容が大きく変わらない範囲とし、変更内容の程度によって以下の各号に区分する。なお、区分についてはセンターと依頼者が打合せを実施し、その結果によりセンターが決定する。

一号： 技術的な内容の検討を必要としない事務的なもの、あるいは、報告書本文の内容は変更しないが、付属資料の軽微な変更を行うもの。

二号： 技術的な内容の検討を必要とするが、変更内容が軽微で、その審査・証明を受付審査会で行うもの。

三号： 技術的な内容の検討を必要とし、かつ、その変更内容を審査証明委員会で審査・証明する必要があるもの。

- 3 審査証明取得者は、審査証明内容変更依頼書（様式－4）に必要事項を記入し、必要な資料を添えてセンターに審査証明書の変更を依頼する。
- 4 審査証明の内容変更の承諾を決定した場合、センターは依頼者に審査証明内容変更依頼承諾書（別紙－G）により通知する。

内容変更を承諾しない場合は、理由を付して審査証明内容変更依頼非承諾書（別紙－H）により依頼者に通知する。

- 5 所要経費は、一号区分は20万円（税別）、二号区分は50万円（税別）、三号区分は200万円（税別）とする。なお、費用には、建設技術審査証明検索システムへの登録費用を含む。三号区分では審査証明委員会を原則1回開催するが、開催回数が

これより増える場合等は、**第 8 条**第 1 項の後段を準用する。

- 6 審査証明書の有効期間は変更しない。
- 7 審査証明が内容変更されたときは、センターは遅滞なく、内容変更が反映された審査証明書、報告書および概要書を作製する。依頼者は、当該審査証明技術の報告書・概要書作製依頼書（**様式－ 8**）を提出する。

（審査証明書の更新）

第 17 条 審査証明書の有効期間終了に伴い審査証明書の更新を行う場合は、本条の規定による。本条に規定のない事項については、本実施要領の他の条項による。

- 2 審査証明書の更新は、内容変更のない更新と内容変更を伴う更新に区分し、更に内容変更を伴う場合は、内容変更の程度によって前条 2 項に準じて区分する。
- 3 更新の手続きをすすめる場合、前 2 項の区分を決定するために、有効期限の 6 ヶ月前までに、依頼者はセンターの担当者と打合せを実施しなければならない。
- 4 審査証明取得者は、審査証明更新依頼書（**様式－ 5**）に必要事項を記入し、使用実績表、パンフレット等必要な資料を添えてセンターに審査証明書の更新を依頼する。
- 5 更新の依頼は有効期限の 1 年前から 1 ヶ月前までの間に行う。内容変更を伴う場合は、十分な時間的余裕を持って、依頼者はセンターと変更内容の協議をしなければならない。
- 6 審査証明の更新の承諾を決定したときは、センターは依頼者に審査証明更新依頼承諾書（**別紙－I**）により通知する。
更新を承諾しない場合は理由を付して審査証明更新非承諾書（**別紙－J**）により依頼者に通知する。
- 7 更新に係る所要経費は 70 万円（税別）とする。また、内容変更を伴う更新については、更新に係る所要経費とは別に**第 16 条** 5 項に示す所要経費を必要とする。
ただし、三号区分の審査証明委員会を伴う更新については、当該審査証明技術の有効期間終了時まで実施される終了審査会において認定された場合は、更新と内容変更に伴う経費を合わせて 200 万円（税別）とする。
- 8 更新された審査証明書の有効期間は、既交付証明書の有効期限日の翌日から 5 年間とする。
- 9 審査証明が更新されたときは、センターは遅滞なく、更新された審査証明書、報告書および概要書を作製する。依頼者は、当該審査証明技術の報告書・概要書作製依頼書（**様式－ 8**）を提出する。

（審査証明技術の取消し等）

第 18 条 センターは、以下の各号に該当する場合は、当該審査証明技術の審査証明書の全部または一部を取消し、**第 15 条**に規定する登録を抹消または登録の内容を変更す

ることができる。

- 一 審査証明取得者が偽り等の不正の手段により審査証明書を取得したことが明らかとなった場合。
 - 二 審査証明取得者が審査証明技術や審査証明章を使用する際に、不適切な表記や表現が明白となり、センターの指摘にもかかわらず、事態の改善が見られない場合。
 - 三 審査証明取得者が、審査証明技術と称して適用範囲を超えた使用および普及を、センターの指摘にも関わらず継続した場合。
 - 四 審査証明技術（証明範囲内に限る。）に関し、それを原因とする事故等が発生した場合、あるいは特許や事故、不具合等によって係争となった場合。
 - 五 審査証明取得技術の使用および普及に関して、法令違反をした場合、あるいは処罰等を受けた場合。
 - 六 審査証明取得者が取消しを申し出た場合。
 - 七 審査証明取得者について、審査証明した技術について維持・継続することが困難と認められた場合。
- 2 前項に関する審議は、受付審査会または審査証明委員会で行い、決定は受付審査会で行う。
 - 3 1項の規定に該当し審査証明書の全部または一部を取り消し、登録を抹消または変更したときは、センターは直ちに、理事長名で審査証明取得者に通知するとともに、ホームページに公表する。

（審査証明技術の普及）

第 19 条 建設技術水準の向上に資するため、センターは審査証明取得技術について、以下の各号に掲げる普及活動に努めるものとする。

- 一 センターの刊行物への掲載
- 二 センターのホームページへの掲載
- 三 国土交通省、都道府県、政令指定都市および関係発注機関等への建設技術審査証明報告書、概要書等の配布（新規の審査証明技術）
- 四 センターの賛助会員への概要書の配布（新規の審査証明技術）
- 五 建設技術審査証明検索システムへの掲載

（建設技術審査証明協議会への報告）

第 20 条 審査証明書の交付、内容変更、更新および取消しを行った場合は、センターは遅滞なく建設技術審査証明協議会へ報告する。

（審査証明技術の表示）

第 21 条 審査証明取得者は、センターの承諾を受け、当該技術が審査証明技術であること

を明示することができる。この場合、審査証明された内容が明確にわかるようにしなければならない。

- 2 審査証明取得者は、センターの承諾を受け、当該審査証明技術に対して「審査章」を使用することができる。
- 3 1項および2項に示すセンターの承諾は**（別紙-K）**による。センターへの承諾依頼は、審査章使用および審査証明内容掲載承諾依頼書**（様式-6）**による。

（審査証明技術に係る責任）

第22条 審査証明技術に係わるすべての責任は審査証明取得者が負う。

- 2 審査証明技術に係わる責任問題、事故および紛争が生じた場合には、審査証明取得者は遅滞なくその内容等をセンターに報告しなければならない。

附則

1. 本実施要領は2001年1月10日より施行する。
2. 建設省告示第1992号により実施した「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」として、既にセンターから審査証明書を交付されている技術に対して、有効期間内に「審査証明書の内容変更」および「審査証明書の更新」をする場合は、本建設技術審査証明事業の新たな審査証明とし、有効期間や費用等は本実施要領の内容変更および更新によるものとする。
3. 本実施要領は2006年4月1日より施行する。
4. 本実施要領は2007年4月1日より施行する。
5. 2010年11月1日に財団法人道路保全技術センターから移管された審査証明技術に対して、有効期間内に「審査証明書の内容変更」および「審査証明書の更新」をする場合は、本建設技術審査証明事業の新たな審査証明とし、有効期間や費用等は本実施要領の内容変更および更新によるものとする。
6. 本実施要領は2011年4月1日より施行する。
ただし、2011年4月1日から2012年3月31日の間に更新日を迎える審査証明技術については、第17条7項のただし書きの適用については、当該技術の有効期間満了の日から1年後を、有効期間終了日と読み替える。
7. 本実施要領は2014年6月1日より施行する。
8. 本実施要領は2015年10月5日より施行する。
9. 本実施要領は2017年4月1日より施行する。
10. 本実施要領は2019年6月1日より施行する。

受 付 審 査 基 準

この基準は、依頼者または依頼技術に対して審査証明等の対象としての適否を判断するために定めるものであり、依頼技術は次の各項のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 新しい技術であること。
- (2) 使用実績をもつもの、または開発を終了し依頼者において性能確認試験を行ったものであること。
- (3) 技術の向上に寄与するものであること。
- (4) 建設事業において市場性のあるものであること。
- (5) 依頼技術の内容の確認が定量的に明確にできるものであること。
- (6) 技術内容を全て審査証明委員会に提出できるものであること。
- (7) 日本語によって、申込みがなされ、かつ技術内容の説明等の対応がなされるものであること。
- (8) 日本国内で、本・支店等の法人登録がなされていること。
- (9) 依頼技術の内容の審査のため、審査証明委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できるものであること。
- (10) 審査証明委員会が指示する試験に相当する試験成果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと。
- (11) 依頼技術の使用マニュアルが依頼者の責任において整備がなされているものであること。
- (12) 社会的信用の高い法人が開発した技術であること。

別紙－B

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

審査証明依頼承諾書

〇〇〇〇年〇月〇日付で、貴社より依頼のあった技術について、下記により承諾します。

記

1. 対象技術名称：
(副 題)
2. 審査証明期間： 承諾日より「終了審査会」における認定日まで。
3. 所要経費：
4. 経費の納入： 指定の銀行口座にお振込みください。
5. 特記事項： 建設技術審査証明事業実施要領を遵守すること。
6. 担当者： 企画・審査部 〇〇 〇〇〇〇
〒110-0016 東京都台東区台東 1-6-4 タカラビル 3F
TEL：03-3835-3609 FAX：03-3832-7397

別紙－C

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

審査証明依頼非承諾書

〇〇〇〇年〇月〇日付で、貴社より依頼のあった「〇〇〇」技術について、
下記理由により受諾できませんので、お知らせします。

記

理 由：



建設技術審査証明書

建技審証第 号

技術名称 「 」

(開発の趣旨)

(開発の目標)

一般財団法人 土木研究センターの建設技術審査証明事業実施要領に基づき、依頼のあった標記技術について下記のとおり証明する。

〇〇〇〇年 〇月 〇日

建設技術審査証明協議会会員
一般財団法人 土木研究センター
理事長

記

1. 審査証明の結果

2. 審査証明の前提

3. 審査証明の範囲

4. 審査証明の詳細 建設技術審査証明報告書

5. 審査証明の有効期限 〇〇〇〇年 〇月 〇日

6. 審査証明の依頼者 〇〇〇〇株式会社

住所

〇〇〇〇株式会社

住所

別紙－E

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

審査証明非認定通知書

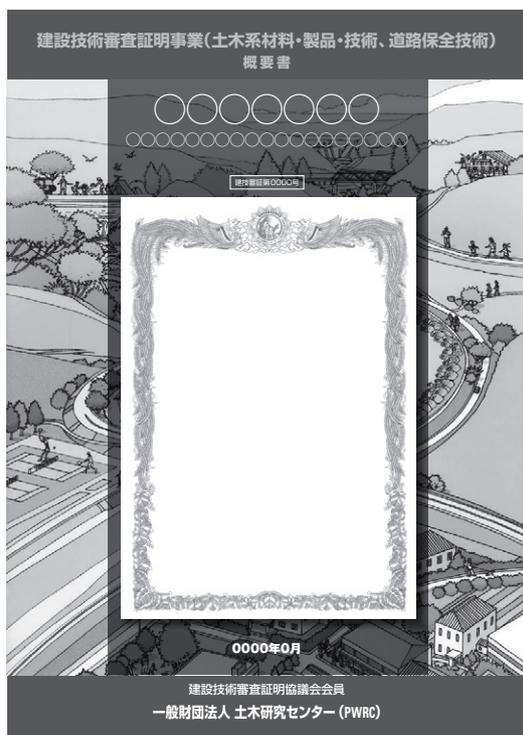
〇〇〇〇年〇月〇日付で、貴社より依頼のあった「〇〇〇」技術について、
下記理由により認定できませんので、お知らせします。

記

理 由：

建設技術審査証明事業
～土木系材料・製品・技術、道路保全技術～

概 要 書 (例)



(技術の概要)

(技術の特徴)

(審査証明の結果)

(技術の適用範囲)

(施工状況)

(主な実績)

(審査証明有効期間)

(技術保有会社/お問い合わせ先)

* A3 版カラー印刷両面使用

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

審査証明内容変更依頼承諾書

〇〇〇〇年〇月〇日付けで依頼のありました審査証明の内容変更依頼について、下記により承諾します。

記

1. 技術名称： (建技審証 第〇〇号 〇年〇月〇日)
(副題)
2. 変更事項：
3. 審査証明期間：
4. 所要経費：
5. 経費の納入： 指定の銀行口座にお振込みください。
6. 特記事項： 建設技術審査証明事業実施要領を遵守すること。
7. 担当者： 企画・審査部 〇〇 〇〇〇〇
〒110-0016 東京都台東区台東 1-6-4 タカラビル 3F
TEL : 03-3835-3609 FAX : 03-3832-7397

別紙－H

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

審査証明内容変更依頼非承諾書

〇〇〇〇年〇月〇日付けで内容変更依頼のありました審査証明技術「〇〇〇」
について、下記理由により変更できませんので、お知らせします。

記

理 由：

別紙－ I

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

審査証明更新依頼承諾書

〇〇〇〇年〇月〇日付けで依頼のありました審査証明の更新について、下記により承諾します。

記

1. 技術名称： (建技審証 第〇〇号 〇年〇月〇日)
(副題)
2. 変更事項：
3. 審査証明期間：
4. 所要経費：
5. 経費の納入： 指定の銀行口座にお振込みください。
6. 特記事項： 建設技術審査証明事業実施要領を遵守すること。
7. 担当者： 企画・審査部 〇〇 〇〇〇〇
〒110-0016 東京都台東区台東 1-6-4 タカラビル 3F
TEL : 03-3835-3609 FAX : 03-3832-7397

別紙－J

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

審査証明更新依頼非承諾書

〇〇〇〇年〇月〇日付けで依頼のありました審査証明技術「〇〇〇」の更新について、下記理由により更新できませんのでお知らせします。

記

理 由：

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

審査章使用および審査証明内容掲載の承諾書

〇〇〇〇年〇月〇日付で依頼のありました審査章（認定マーク）の使用および審査証明内容の掲載について、下記により承諾します。

記

1. 技術名称： (建技審証 第〇〇号 〇年〇月〇日)
(副 題)
2. 使用目的：
3. 使用方法：
4. 特記事項： 建設技術審査証明事業実施要領を遵守すること。
5. 担当者： 企画・審査部 〇〇 〇〇〇〇
〒110-0016 東京都台東区台東 1-6-4 タカラビル 3F
TEL：03-3835-3609 FAX：03-3832-7397

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

建設技術審査証明報告書
の作成承諾書
概 要 書

〇〇〇〇年〇月〇日付で依頼のありました（建設技術審査証明報告書・概要書）の作成について、下記により承諾します。

記

1. 技術名称： (建技審証 第〇〇号 〇年〇月〇日)

(副 題)

2. 目 的： 審査証明技術の普及のため

3. 範 囲： 全部

4. 部 数： 建設技術審査証明報告書 部
概要書 部

5. 担 当 者： 企画・審査部 〇〇 〇〇〇〇

〒110-0016 東京都台東区台東 1-6-4 タカラビル 3F

TEL : 03-3835-3609 FAX : 03-3832-7397

(西暦) 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 様

一般財団法人 土木研究センター
理事長

建設技術審査証明報告書
概要書 の 〔作製〕 承諾書
〔複製〕

〇〇〇〇年〇月〇日付で依頼のありました（建設技術審査証明報告書・概要書）の（作製・複製）について、下記により承諾します。

記

1. 技術名称： (建技審証 第〇〇号 〇年〇月〇日)
(副 題)

2. 目 的： 審査証明技術の普及のため

3. 範 囲： 全部

4. 部 数： 建設技術審査証明報告書 部
概要書 部

5. 担 当 者： 企画・審査部 〇〇 〇〇〇〇

〒110-0016 東京都台東区台東 1-6-4 タカラビル 3F

TEL : 03-3835-3609 FAX : 03-3832-7397

審 査 証 明 依 頼 書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人 土木研究センター
理事長 殿

会社名 法人印

代表者氏名 公印

所在地 〒

電 話

(依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい)

下記について、「建設技術審査証明事業実施要領」に記載されている事項を遵守し、
審査証明を依頼します。

記

1. ^{ふりがな}技術名称 :
(副 題) :
2. 希望事項 :
3. 連絡窓口 : 〒
住 所
会社名
所 属
^{ふりがな}氏 名
電 話 — — (内線)
F A X — —
E-mail

技術概要説明書

依頼者名	<p>会社名のみ記載して下さい。</p> <p>なお、依頼者が複数の場合は、列記して下さい。</p>
技術名称 (副題)	<p>技術名称は、依頼技術の汎用を図る時に用いる愛称もしくは商標等を記載して下さい。</p> <p>副題は、依頼技術の一般的な技術名称を記載して下さい。</p>
技術の概要	<p>依頼技術の概要について図表等を用いて簡潔に記載して下さい。</p>
諸元・性能 および適用範囲	<p>依頼技術の構成システム・形状寸法・仕様・性能・適用範囲等について、原則として、実工事等における使用実績または性能確認試験の範囲内で、図表等を用いてわかりやすく、かつ可能な限り定量的な表現で記載して下さい。</p>
既存の技術 との対比	<p>既存の技術に対して、依頼技術の特徴、改良点等が明確にわかるように、比較項目毎の対比表形式にて記載して下さい。</p> <p>また、依頼技術が、既存の技術の改良技術なのか、それとも全く新しい技術なのかも明確にわかるように記載して下さい。</p> <p>比較項目は、適用性・機能性・安全性・耐久性・経済性等に関して、依頼技術に関連する技術基準ならびに指針等を参考に、設定して下さい。</p> <p>なお、コスト等については既存の技術との対比を記載して下さい。</p>

<p>開発の趣旨と 開発の目標</p>	<p>(開発の趣旨)</p> <p>以下の項目に留意して文章で簡潔に記載して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発の経緯 ・どのような事業に適用する技術なのか ・何を開発したのか ・国土交通省の所管に係わる技術として、行政ニーズに対して果たすべき役割 ・その他 <p>(開発の目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発の趣旨に照らして設定した開発の目標を箇条書きで記載して下さい。その際、適用性・機能性・安全性・耐久性・経済性等の区分が明確にわかるように記載して下さい。
<p>開発の目標 達成確認方法</p>	<p>開発の目標が達成されていることを確認するための方法を記載して下さい。</p> <p>その際、依頼者において開発目標毎に達成されたことを確認した水準と確認した際の方法について表形式で記載して下さい。</p>
<p>試験結果の概要</p>	<p>各試験項目に対して試験結果の数値のみを記入して下さい。</p> <p>規格値を設定している場合は、明らかにして下さい。</p>

実 績 等	<p>主要な土木工事の施工年月、場所、件名、発注者、用途、規模・数量、受注者等を表形式にて記載して下さい。</p>
技 術 内 容 の 開 示	<p>技術内容について、依頼時点までの学会誌・新聞・機関誌等で公開された主要な案件を記載して下さい。</p> <p>さらに、本実施要領第3条の条項を全て満たすことが依頼の前提条件であるため、「技術内容の開示に当たって、一切問題が生じない」旨も明記して下さい。</p>
特 許 等 の 有 無	<p>依頼技術に係わる産業財産権等については、取得・公開中・出願中の全ての案件毎に、名称・出願人・発明者・番号・年月日等を記載して下さい。</p> <p>さらに、本実施要領第3条の条項を全て満たすことが依頼の前提条件であるため、産業財産権等の取得済み以外の案件については、「依頼時点において、依頼技術に係わる産業財産権等の権利については一切問題が生じてなく、審査期間中に問題が生じた場合は速やかに土木研究センターに報告するとともに、それ以降の全ての対応は一切依頼者において対処する」旨も明記して下さい。</p> <p>産業財産権等に関する誓約書（様式-3）を提出してください。</p>
関 連 法 規 制	<p>依頼技術に係わる全ての法令・基準・指針等を記載して下さい。</p> <p>また、当該法令等に係わる行政関係機関名も記載してください。</p>
事 故 発 生 時 の 処 置 方 法	<p>依頼技術の内容に係わる責任の所在を明記して下さい。</p> <p>さらに、「依頼技術を現場等で採用した際に発生した諸問題については、依頼者が全責任を負うとともに、適切な処置を講ずる」旨も明記して下さい。</p>
そ の 他	<p>依頼者が複数の場合は、各依頼者が依頼技術に対してどのように関与しているかを明確にするため、依頼者毎に研究・開発・設計・施工等の依頼技術への係わりを表形式で記載して下さい。</p> <p>また、開発時期、汎用に当たっての留意事項、その他依頼技術の表彰経歴等の特記すべき事項があれば記載して下さい。</p>

産業財産権等に関する誓約書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人 土木研究センター
理事長 殿

会社名

法人印

代表者氏名

公印

所在地 〒

電 話

(依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい)

当社は、〇〇〇〇年 月 日付けで依頼しました建設技術審査証明依頼技術「〇〇 (技術名称)」に対しては、当社以外の者等から産業財産権等に係わる異議の申し立て等があった場合、遅滞なく貴センターに報告し、貴センターに一切ご迷惑を掛けることなく、当社において処理、解決致します。また、本技術あるいは本技術の一部が知的財産法に抵触する事が判明した場合には、審査の中止、建設技術審査証明書の取消し等の措置を受けることがあっても、貴センターに一切異議の申し立ては致しません。

以上、本文をもって誓約致します。

審査証明内容変更依頼書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人 土木研究センター
理事長 殿

会社名 法人印
代表者氏名 公印
所在地 〒

電 話

(依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい)

下記について、「建設技術審査証明事業実施要領」に記載されている事項を遵守し、
審査証明内容の変更を依頼します。

記

1. 技術名称 ^{ふりがな} : (建技審証 第 号 年 月 日)
(副 題) : (最終更新日を記載してください)
2. 変更事項 :
3. 添付資料 :
4. 事故・紛争等の有無とその内容 :
5. 連絡窓口 : 〒
住 所
会社名
所 属
ふりがな
氏 名
電 話 — — (内線)
F A X — —
E-mail

審査証明更新依頼書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人 土木研究センター
理事長 殿

会社名 法人印
代表者氏名 公印
所在地 〒

電 話

(依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい)

下記について、「建設技術審査証明事業実施要領」に記載されている事項を遵守し、審査証明内容の更新を依頼します。

記

1. 技術名称 ^{ふりがな} : (建技審証 第 号 年 月 日)
(副 題) : (最終更新日を記載してください)
2. 変更事項 : 有 ()
無 (更新にあたり、本技術名称に係わる審査証明技術の技術内容等については、一切変更はありません。)
3. 添付資料 :
4. 事故・紛争等の有無とその内容 :
5. 連絡窓口 : 〒
住 所
会社名
所 属
氏 名 ^{ふりがな}
電 話 — — (内線)
F A X — —
E-mail

審査章使用および審査証明内容掲載 承諾依頼書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人 土木研究センター
理事長 殿

会社名 法人印

代表者氏名 公印

所在地 〒

電 話

(依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい)

貴センターより取得した建設技術審査証明について、下記により審査章(認定マーク)の使用および審査証明内容を掲載したく、ご承諾願います。

記

1. 技術名称ふりがな : (建技審証 第 号 年 月 日)
(副 題) : (最終更新日を記載してください)
2. 使用目的 : 審査証明技術の普及のため。
3. 使用方法 :

<ol style="list-style-type: none"> 1) パンフレット、カタログへの貼付 (シール) 2) パンフレット、カタログへの印刷 3) 製品容器への貼付 (シール) 4) ○○新聞への掲載 5) インターネットへの掲載 6) その他 	}	見本を添付する
--	---	---------
4. 作製枚数 :

<ol style="list-style-type: none"> 1) シール ○○○枚 2) 印刷 ○○○枚 3) 新聞広告 ○○○部 4) インターネットへの掲載 掲載期間 (自 至) 5) その他 	
---	--
5. その他 : 貴センターの条件による。
6. 連絡窓口 : 〒

住 所
会社名
所 属
ふりがな
氏 名

電 話 — — (内線)

F A X — —

E-mail

注) 製品番号を記載する場合、審査証明取得品番と、そうでないものを明確に、区分表示すること。

建設技術審査証明報告書

作成依頼書

概 要 書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人 土木研究センター
理事長 殿

会社名

法人印

代表者氏名

公印

所在地 〒

電 話

(依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい)

貴センターより取得した建設技術審査証明について、下記により（建設技術審査証明報告書・概要書）を作成したく、ご承諾願います。

記

1. 技術名称^{ふりがな} : (建技審証 第 号 年 月 日)
(副 題) : (最終更新日を記載してください)
2. 目 的 : 審査証明技術の普及のため。
3. 範 囲 : 全部
4. 作成部数 : 建設技術審査証明報告書 部
概要書 部
5. そ の 他 : 貴センターの条件による。
6. 連絡窓口 : 〒
住 所
会社名
所 属
ふりがな
氏 名
電 話 — — (内線)
F A X — —
E-mail

※様式－ 7 は、新規に審査証明書の交付を受けた場合に提出してください。

建設技術審査証明報告書

(作 製)
(複 製)

依 頼 書

概 要 書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人 土木研究センター
理事長 殿

会社名 法人印
代表者氏名 公印
所在地 〒

電 話

(依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい)

貴センターより取得した建設技術審査証明について、下記により（建設技術審査証明報告書・概要書）を（作製・複製）したく、ご承諾願います。

記

1. 技術名称 ^{ふりがな} : (建技審証 第 号 年 月 日)
 (副 題) : *(最終更新日を記載してください)*
2. 目 的 : 審査証明技術の普及のため。
3. 範 囲 : 全部
4. 部 数 : 建設技術審査証明報告書 部
 概要書 部
5. そ の 他 : 貴センターの条件による。
6. 連絡窓口 : 〒
 住 所
 会社名
 所 属
 氏 名 ^{ふりがな}
 電 話 — — (内線)
 F A X — —
 E-mail

※様式－8は、更新・内容変更時に作製依頼を、複製を依頼する場合は複製依頼を提出してください。

土木系材料・製品・技術、道路保全技術についての建設技術
審査証明事業に関するお問合せは下記にお願い致します。

一般財団法人 土木研究センター

企画・審査部

〒110-0016

東京都台東区台東 1-6-4 (タカラビル 3F)

TEL : 03-3835-3609

FAX : 03-3832-7397

E-mail: kikaku@pwrc.or.jp

2019年6月

PWRC